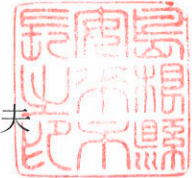


安来市告示第 9 7 号

安来市地域経済循環創造事業補助金交付要綱（平成 2 7 年安来市告示第 6 4 号の 8）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 4 月 1 日

安来市長 田 中 武 夫



第 3 条第 1 項中「、別表」を「別表」に、「、1 事業当たり 5, 0 0 0 万円を超えないものとし、予算の範囲内で交付するものとする」を「補助対象経費の合計額から当該補助対象経費に充てるための金融機関の融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等その他資金の合計額を控除した額とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める額を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（1）金融機関の融資額等が補助金の同額以上 2 倍未満の額の場合 3, 0 0 0 万円

（2）金融機関の融資額等が補助金の 2 倍以上 3 倍未満の額の場合 4, 0 0 0 万円

（3）金融機関の融資額等が補助金の 3 倍以上 4 倍未満の額の場合 5, 0 0 0 万円

（4）金融機関の融資額等が補助金の 4 倍以上の額の場合 5, 5 0 0 万円

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により算出した額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助対象者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、補助対象者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。